

令和8年度採用 あきる野市職員募集要項

1 採用について

あきる野市では、市民ニーズを的確に捉え、行政が直面する様々な課題に意欲と情熱を持って積極的に取り組む職員を募集します。あなたの「働きたい」を、あきる野市のまちづくりに活かしてみませんか。

2 職種・受験資格・募集人数

職種	年齢	受験資格（学歴又は資格等）	募集人数
一般事務1 （大学卒）	平成8年4月2日以降に 生まれた方（令和8年4月 1日時点で29歳までの方）	学校教育法による大学を卒業又は令和8年 3月31日までに卒業見込みの方	10名程度
一般事務2 （短大卒）		学校教育法による短期大学、高等専門学校、 専修学校専門課程（修了年限2年以上） を卒業又は令和8年3月31日までに卒業 見込みの方	
一般事務3 （高校卒）		学校教育法による高等学校を卒業又は令 和8年3月31日までに卒業見込みの方	
一般事務4 （障がいのある方・ 大学卒）		学校教育法による大学を卒業又は令和8年 3月31日までに卒業見込みの方で、次のい ずれかの要件を満たす方 1. 身体障害者手帳（身体障害者福祉法第 15条）の交付を受けている方 2. 各都道府県知事等が発行する療育手帳 の交付を受けている方 3. 精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び 精神障害者福祉に関する法律第45条） の交付を受けている方	
一般事務5 （障がいのある方・ 短大卒）		学校教育法による短期大学、高等専門学校、 専修学校専門課程（修了年限2年以上） を卒業又は令和8年3月31日までに卒業 見込みの方で、次のいずれかの要件を満た す方 1. 身体障害者手帳（身体障害者福祉法第 15条）の交付を受けている方 2. 各都道府県知事等が発行する療育手帳 の交付を受けている方 3. 精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び 精神障害者福祉に関する法律第45条） の交付を受けている方	

職種	年齢	受験資格（学歴又は資格等）	募集人数
一般事務 6 （経験者・大学卒）	昭和 55 年 4 月 2 日から 平成 3 年 4 月 1 日までの 間に生まれた方（令和 8 年 4 月 1 日時点で 35 歳から 45 歳までの方）	学校教育法による大学を卒業し、職務経験（※1）を有する方	若干名
一般事務 7 （経験者・短大卒）		学校教育法による短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程（修了年限 2 年以上）を卒業し、職務経験（※1）を有する方	
一般事務 8 （経験者・高校卒）		学校教育法による高等学校を卒業し、職務経験（※1）を有する方	
一般技術 1 土木・建築（大学卒）	平成 8 年 4 月 2 日以降に 生まれた方（令和 8 年 4 月 1 日時点で 29 歳までの方）	学校教育法による大学で土木又は建築課程（※2）を修了し、卒業又は令和 8 年 3 月 31 日までに卒業見込みの方	
一般技術 2 土木・建築（短大卒）		学校教育法による短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程（修了年限 2 年以上）で、土木又は建築課程（※2）を修了し、卒業又は令和 8 年 3 月 31 日までに卒業見込みの方	
一般技術 3 土木・建築（経験者・有資格）	昭和 55 年 4 月 2 日から平成 12 年 4 月 1 日までの間に生まれた方（令和 8 年 4 月 1 日時点で 26 歳から 45 歳までの方）	職務経験（※1）があり、次のいずれかの要件を満たす方 1. 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程（修了年限 2 年以上）で、土木又は建築課程（※2）を修了した方 2. 下記（※3）のいずれかの資格を有する方	

（※1） 1 つの民間企業や官公庁等で週 30 時間以上の雇用形態で 3 年以上勤務した経験を有する

（※2） 土木又は建築課程とは、次のものに限ります。

（1） 土木施工管理技術検定における「国土交通省令で定める学科及びそれに準ずると認める学科」もしくは「土木施工管理において学校により指定学科に準ずると認める学科」

（2） 建築士試験における「国土交通大臣が指定する建築に関する科目」及び平成 20 年度以前大学入学者の「旧建築又は土木に関する課程」

（※3） 建築士（1 級・2 級）、建築施工管理技士（1 級・2 級）、技術士、技術士補、土木施工管理技士、電気主任技術者（第 1 種・第 2 種・第 3 種）、電気工事施工管理技士（1 級・2 級）、電気工事士（第 1 種・第 2 種）、管工事施工管理技士（1 級・2 級）、建築設備士、設備設計 1 級建築士

【注 1】複数の募集職種に同時に申し込むことはできません。

【注 2】日本国籍を有しない人は、公権力の行使等の職（管理職を含む。）に就くことはできません。

3 受験の制限

地方公務員法第16条（欠格条項）の規定により、次の各号いずれかに該当する人は、受験できません。

※ 地方公務員法抜粋

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

（1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（2）あきる野市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（3）人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

（4）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 採用方法

3次試験（最終試験）合格者は、職員採用候補者名簿に登載されます。その後、必要書類の確認・内定通知を経て、令和8年4月1日に採用されます。

※ 補欠合格となった者についても、職員採用候補者名簿に登載され、職員の欠員等の状況により、必要に応じて採用されます（採用に至らない場合もあります）。職員採用候補者名簿の有効期間は、令和9年3月31日までとなります。

※ 一般事務6から8まで及び一般技術3は、職務経歴によっては**主任職**として採用されることがあります。

5 試験の概要

（1）試験の内容

区分	職種	項目	内容
第1次試験	一般事務1～5 及び 一般技術1、2	職務基礎力試験	職務遂行能力及び公的職務への適応性を検査します。
		事務適性検査	事務職員としての適応性、事務処理の正確さ、迅速さ等を検査します。
第2次試験	一般事務1～5 及び 一般技術1、2	論文試験	与えられた課題に対する考え方や表現力等について検査します。
	全職種	面接試験	主として人物、性格等について個別面接を行います。
第3次試験	全職種	面接試験	主として人物、性格等について個別面接を行います。

※ 一般事務6から8まで及び一般技術3は、第1次試験免除（書類選考）になります。

(2) 試験日及び場所

区分	日にち	場所
第1次試験	令和7年9月21日(日)	あきる野市役所
第2次試験 (論文試験)	令和7年10月12日(日)	あきる野市役所
第2次試験 (面接試験)	令和7年10月中旬に実施(予定) ※詳細日時は、第1次試験合格者に通知します。	あきる野市役所
第3次試験	令和7年11月中旬に実施(予定) ※詳細日時は、第2次試験合格者に通知します。	あきる野市役所

6 受験手続き

(1) 申込方法

① あきる野市ホームページに掲載する URL (申込フォーム) からお申込みください。

② 提出書類 (以下の書類を郵送してください。)

ア 受験申込書

申込書は、受験者本人が自筆で記入してください。

イ 職務経歴書

職務 (実務) 経歴を記入し、提出してください。

ウ 返信用の封筒 **2枚**

長形3号封筒 (縦 23.5cm×横 12cm) に返信先の住所、氏名を記入の上、110円切手を貼付してください。

エ 証明書の写し

有資格者のみ、資格証明書の写しを提出してください。

※ ①のインターネットでの申込みと②の提出書類が揃って申込み完了となりますので、ご注意ください。

(2) 申込期限

令和7年8月13日(水)まで(消印有効)

※1 持参する場合、必ず受験者本人が持参してください。

※2 郵送する場合、普通郵便で郵送した場合の事故については、責任を負いかねますので、必ず簡易書留等の配達経過が記録される方法で郵送してください。

(3) 郵送先

〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地

あきる野市 総務部 職員課 人事給与係

※ 封筒表面に「採用試験受験申込」と記載してください。

注) 試験に関する提出書類は、原則、返却しません。

7 その他

- (1) 受験に際してあきる野市が収集する個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では一切使用しません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。
- (2) 第1次試験の順位については、発表後から令和7年10月10日（金）までにあきる野市役所職員課窓口にて申請があった場合、本人のみに直接公表します（郵送不可）。なお、試験内容に関する公表はしません。申請の際は、受験票および本人確認書類をお持ちください。
- (3) 受験手続その他試験に関する問合せ先
あきる野市総務部職員課人事給与係
〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地
TEL：042-558-1111（内線 2321・2322）

申し込みをされる方へ

職員採用試験は市民の貴重な税金を使って行われます。

申し込まれる場合は、必ず受験するようお願いします。